

議案第32号

佐野市スクールバス運行条例及び佐野市公民館条例の改正について
佐野市スクールバス運行条例及び佐野市公民館条例の一部を改正する条例
を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市スクールバス運行条例及び佐野市公民館条例の一部を改正する
条例

(佐野市スクールバス運行条例の一部改正)

第1条 佐野市スクールバス運行条例（平成17年佐野市条例第91号）の
一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 葛生義務教育学校の前期課程の児童のうち、中町、会沢町、豊代
町、牧町、仙波町、柿平町、水木町又は秋山町から通学する児童の
輸送

(5) 葛生義務教育学校の後期課程の生徒のうち、牧町、柿平町、水木
町又は秋山町から通学する生徒の輸送

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

(佐野市公民館条例の一部改正)

第2条 佐野市公民館条例（平成17年佐野市条例第96号）の一部を次の
ように改正する。

別表中	葛生小学校通学区域 葛生	を	旧葛生小学校通学区域 旧
	南小学校通学区域		葛生南小学校通学区域
	常盤小学校通学区域		旧常盤小学校通学区域
	氷室小学校通学区域		旧氷室小学校通学区域

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

佐野市立葛生義務教育学校の開校に伴い所要の規定を整備するため、関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第32号参考資料

佐野市スクールバス運行条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(使用の範囲)</p> <p>第2条 バスの使用は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 葛生小学校の児童のうち、会沢町から通学する児童の輸送</u></p> <p><u>(5) 氷室小学校の児童のうち、秋山町から通学する児童の輸送</u></p> <p><u>(6) 常盤中学校の生徒のうち、秋山町、水木町又は柿平町から通学する生徒の輸送</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>	<p>(使用の範囲)</p> <p>第2条 バスの使用は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 葛生義務教育学校の前期課程の児童のうち、中町、会沢町、豊代町、牧町、仙波町、柿平町、水木町又は秋山町から通学する児童の輸送</u></p> <p><u>(5) 葛生義務教育学校の後期課程の生徒のうち、牧町、柿平町、水木町又は秋山町から通学する生徒の輸送</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>

佐野市公民館条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案																		
<p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃 葛生地区公民館</td> <td style="text-align: center;">佐野市葛生東一丁目11番15号</td> <td style="text-align: center;"><u>葛生小学校通学区域</u> <u>葛生南小学校通学区域</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	(略)	(略)	(略)	〃 葛生地区公民館	佐野市葛生東一丁目11番15号	<u>葛生小学校通学区域</u> <u>葛生南小学校通学区域</u>	<p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃 葛生地区公民館</td> <td style="text-align: center;">佐野市葛生東一丁目11番15号</td> <td style="text-align: center;"><u>旧葛生小学校通学区域</u> <u>旧葛生南小学校通学区域</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	(略)	(略)	(略)	〃 葛生地区公民館	佐野市葛生東一丁目11番15号	<u>旧葛生小学校通学区域</u> <u>旧葛生南小学校通学区域</u>
名称	位置	対象区域																	
(略)	(略)	(略)																	
〃 葛生地区公民館	佐野市葛生東一丁目11番15号	<u>葛生小学校通学区域</u> <u>葛生南小学校通学区域</u>																	
名称	位置	対象区域																	
(略)	(略)	(略)																	
〃 葛生地区公民館	佐野市葛生東一丁目11番15号	<u>旧葛生小学校通学区域</u> <u>旧葛生南小学校通学区域</u>																	

〃 常盤地区公民館	佐野市仙波町167番地	常盤小学校通学区域	〃 常盤地区公民館	佐野市仙波町167番地	旧常盤小学校通学区域
〃 氷室地区公民館	佐野市水木町846番地	氷室小学校通学区域	〃 氷室地区公民館	佐野市水木町846番地	旧氷室小学校通学区域